

| | |
|-------------------------------------|---|
| 意見提出者 | 個人 |
| 1. 項目 | 警察による盗聴の合法化 |
| 2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況 | <p>一般の先進国で、裁判所の令状などがあれば普通に認められている盗聴は、日本では厳密に禁止されており、知能犯罪への対応に限界がある。これは戦前の特高警察への行き過ぎた反動という側面を持つ。</p> <p>また、警察は都道府県単位の組織であるため、距離依存性・地域依存性の低い通信サービスが増えている現状に合わせた盗聴ができない。</p> |
| 3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠 | 憲法、電気通信事業法、都道府県単位の警察制度 |
| 4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案 | <p>一般先進国、国連人権基準レベルの範囲で、裁判所の許可を前提とした警察の盗聴許可と、盗聴記録の保存・開示・証拠採用基準策定。オーストラリアのように令状不要・基準は恣意的という方式や、イタリアのように目的外で偶然入手した情報の流用は、認めない。取調べ可視化とあわせ、盗聴内容も可視でなければならない。</p> <p>警察組織はメール、長距離電話、携帯電話、IP電話などの地域依存性の低い通信に対応可能な体制を整えるべき。</p> |